

報告第3号

令和5年度那須烏山市一般会計事故繰越し繰越し計算書について

令和5年度那須烏山市一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和6年5月30日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

令和5年度那須烏山市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉センター 施設整備費	10,351,000 円	495,000 円	9,856,000 円
合 計			10,351,000	495,000	9,856,000

事故繰越し繰越計算書

支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円 0	円 9,856,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 9,856,000	電線ケーブルが能登半島地震の震災復興に優先的に割り当てられることとなり、急遽部材が確保できなくなったため
0	9,856,000	0	0	0	0	9,856,000	